

平成24年度末 鉄軌道駅における段差解消に向けた対応状況について

平成25年3月31日現在

事業者名	1日あたりの平均利用者が3千人以上の駅				全駅		
	駅数 A	段差が解消されている駅		駅数	段差が解消されている駅		
		B	B/A * 100		C	C/A * 100	うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅
			うち基準に適合している設備により段差が解消されている駅 C C/A * 100				
JR北海道	45	36 (80.0%)	33 (73.3%)	465	43	40	
JR東日本	550	465 (84.5%)	456 (82.9%)	1,675	646	629	
JR東海	108	86 (79.6%)	81 (75.0%)	400	195	114	
JR西日本	372	310 (83.3%)	287 (77.2%)	1,221	563	427	
JR四国	14	12 (85.7%)	9 (64.3%)	259	149	43	
JR九州	111	83 (74.8%)	82 (73.9%)	564	168	146	
JR旅客会社6社 小計	1,200	992 (82.7%)	948 (79.0%)	4,584	1,764	1,399	
東武鉄道	127	117 (92.1%)	114 (89.8%)	196	127	117	
西武鉄道	82	78 (95.1%)	77 (93.9%)	91	82	80	
京成電鉄	58	50 (86.2%)	50 (86.2%)	65	51	51	
京王電鉄	68	68 (100.0%)	68 (100.0%)	68	68	68	
小田急電鉄	70	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70	70	70	
東京急行電鉄	86	85 (98.8%)	85 (98.8%)	87	86	86	
京浜急行電鉄	72	72 (100.0%)	72 (100.0%)	72	72	71	
相模鉄道	23	23 (100.0%)	23 (100.0%)	24	24	24	
名古屋鉄道	133	122 (91.7%)	97 (72.9%)	272	237	186	
近畿日本鉄道	154	143 (92.9%)	106 (68.8%)	292	244	128	
南海電気鉄道	60	50 (83.3%)	48 (80.0%)	100	62	54	
京阪電気鉄道	64	59 (92.2%)	57 (89.1%)	88	74	61	
阪急電鉄	86	83 (96.5%)	72 (83.7%)	86	83	72	
阪神電気鉄道	46	40 (87.0%)	39 (84.8%)	49	42	39	
西日本鉄道	29	25 (86.2%)	23 (79.3%)	72	58	27	
大手民鉄15社 小計	1,158	1,085 (93.7%)	1,001 (86.4%)	1,632	1,380	1,134	
東京地下鉄	138	118 (85.5%)	99 (71.7%)	138	118	99	
札幌市交通局	46	46 (100.0%)	43 (93.5%)	46	46	43	
仙台市交通局	17	17 (100.0%)	17 (100.0%)	17	17	17	
東京都交通局	96	91 (94.8%)	51 (53.1%)	96	91	51	
横浜市交通局	40	40 (100.0%)	40 (100.0%)	40	40	40	
名古屋市交通局	85	85 (100.0%)	83 (97.6%)	85	85	83	
京都市交通局	31	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31	31	31	
大阪市交通局	100	100 (100.0%)	100 (100.0%)	100	100	100	
神戸市交通局	24	24 (100.0%)	18 (75.0%)	25	25	19	
福岡市交通局	33	33 (100.0%)	33 (100.0%)	35	35	35	
地下鉄10社局 小計	610	585 (95.9%)	515 (84.4%)	613	588	518	
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	2,968	2,662 (89.7%)	2,464 (83.0%)	6,829	3,732	3,051	
中小民鉄、路面電車等 小計	489	449 (91.8%)	365 (74.6%)	2,653	1,539	946	
鉄軌道全体 合計	3,457	3,111 (90.0%)	2,829 (81.8%)	9,482	5,271	3,997	
(参考) 平成23年度末の数値	3,442	3,074 (89.3%)	2,788 (81.0%)	9,502	5,194	3,938	

注) 1. 「基準」とは、公共交通移動等円滑化基準第4条をいう。

2. 「基準に適合している設備により段差が解消されている駅」とは、開閉とびらに窓があり、かご内に手すり等が設置されているエレベーターなどにより、乗降場ごとに、段差が解消された経路を1以上確保している駅をいう。

3. 「段差が解消されている駅」とは、乗降場ごとに、高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路を1以上確保している駅をいう。

4. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に新幹線の駅も含み、全体で1駅として計上している。新幹線の駅と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。

5. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。

6. ()内は、3千人以上の駅に対する割合(%)を示している。